

## 家事支援サービスの利用促進等について

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 職業能力評価制度の概要

技能検定	団体等検定	認定社内検定
<p><b><u>厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度</u></b>（技能士）</p> <p>都道府県知事又は指定試験機関（厚生労働大臣が指定した民間団体）が実施</p> <p>・<b><u>全国的に業界標準が確立された技能</u></b></p> <p>・<b><u>実施機関の雇用労働者以外も対象</u></b></p> <p>・現在133職種</p>	<p>要件を満たす<b><u>民間検定を厚生労働大臣が認定</u></b></p> <p><b><u>民間団体・個別企業が独自に実施</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象</li><li>・<b><u>実施機関の雇用労働者以外も対象</u></b></li><li>・現在4職種 <b><u>家政サービス（家政士団体検定）</u></b> フォークリフト荷役（陸災防フォークリフト荷役技能検定） コンクリート打込み・締固め工（日本躯体コンクリート打込み・締固め工団体検定） ガラス外装クリーニング（全国ガラス外装クリーニング協会連合会団体検定）</li></ul>	<p>要件を満たす<b><u>民間検定を厚生労働大臣が認定</u></b></p> <p><b><u>民間団体・個別企業が独自に実施</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別企業、団体において先進的・特有の技能</li><li>・原則、<b><u>実施機関の雇用労働者のみが対象</u></b></li><li>・現在42企業・団体、111職種</li></ul>
<p>・<b><u>学科試験 + 実技試験</u></b>により評価</p>		<p>・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級</p>

# 人材開発支援助成金のご案内（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

	支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり)	経費助成率	OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6	賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 1,000円	45% (30%)※1 70%※2	60% (45%)※1 85%※2
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	(400円) (500円)	45% (30%)	60% (45%)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		75%※3	100%※3
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	- -	30万円 36万円	- -
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	75% (60%)	- -
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	- 75%	- -
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	60% (45%)	75% (60%)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	- -	60% (45%)	75% (60%)
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	- -	45%	60%
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円) (1,000円)	-※5 20万円	24万円
	教育訓練短時間勤務等制度		- -	20万円	24万円
④ 事業展開等リスクリング支援コース 令和4年12月～※7	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1,000円 (500円)	- -	75% (60%)	- -

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較

して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度末までの時限措置

# 教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象>	特定一般教育訓練給付金 <特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象>	一般教育訓練給付金 <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>50%</u> (上限年間<u>40万円</u>) (6ヶ月ごとに支給)</li> <li>追加給付①: 1年内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の<u>20%</u> (上限年間<u>16万円</u>)</li> <li>追加給付②:訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u> (上限年間<u>8万円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>40%</u> (上限<u>20万円</u>)</li> <li>追加給付: 1年内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の<u>10%</u> (上限<u>5万円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講費用の<u>20%</u> (上限<u>10万円</u>)</li> </ul>
支給要件	<input type="radio"/> <b>在職者又は離職後1年以内</b> (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 <input type="radio"/> <b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b> (初回の場合、専門実践教育訓練給付金は <u>2年以上</u> 、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は <u>1年以上</u> )		
講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 (4年制課程含む R7.4~)</li> <li>専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</li> <li>専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 (R7.4~) <b>文部科学省連携</b></li> <li>大学等の職業実践力育成プログラム</li> <li>第四次産業革命スキル習得講座等の課程 (ITSSレベル3以上) (※2) <b>文部科学省連携</b></li> <li>専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 <b>経済産業省連携</b></li> </ol>		<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</li> <li>一定レベル (ITSSレベル2) の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2)</li> <li>短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li><b>職業能力評価制度の検定 (技能検定又は団体等検定) の合格を目指す課程 (R7.4~)</b></li> </ol>

(注) 講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績(速報値)。(※1) 令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。

(※2) 令和6年10月1日付け指定から適用。 4

# 令和7年度 民間人材サービスの活用検討事業

## (効果的な業務提携による家政婦(夫)の職業紹介の検討及び普及促進)

家政婦（夫）サービスについては、特に、介護支援を必要とする高齢者や、子どもを持つ共働き家庭などにおいて、ニーズの増大が見込まれるが、個々の紹介所だけでは、求職者の迅速な紹介が困難な場合もみられるところ。これらの状況に対応するため、地域を限定し、紹介所間における業務提携についてのモデル事業を実施することにより、これまで以上に効率的・効果的なマッチングを促進し、家政婦（夫）サービスの利用促進を図る。

### ＜事業スキーム・業務内容＞

